

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第108号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「照会し、」の右に「その者が提示する」を加え、「を持参させる」を「及び区長が適当と認める書類を確認する」に、「行なう」を「行う」に、「自ら出頭して申請した場合において、区長が次の各号に掲げるものその他により」を「次の各号のいずれかの書類を提示することにより、」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に、「ちょう付した」を「張り付けた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)